

恵那市東京圏からの移住支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び恵那市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために実施する恵那市東京圏からの移住支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（平成31年4月1日付け地振第20号の2岐阜県清流の国推進部地域振興課長通知）及び恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単身世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円（18歳未満の世帯員（支援金の交付対象者の配偶者を除く。以下同じ。）を帯同して移住する場合にあっては、100万円に18歳未満の世帯員一人につき100万円を加えた額）

(交付対象者)

第4条 前条第1号に規定する支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該

当する者であって、かつ、次条から第7条に規定する要件を満たす者（以下「第1号交付対象者」という。）とする。

- (1) 転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所その他の勤務先へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。この場合において、当該通勤期間については、東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関（以下「大学等」という。）へ通学した期間を含むものとする。
- (2) 転入する前日までに、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所その他の通勤先へ通勤をしていたこと。この場合において、東京23区内の事業所その他の勤務先への通勤期間については、転入する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

2 前条第2号に規定する支援金の交付対象者は、前項の要件に加えて次の各号に掲げる事項の全てに該当する者（以下「第2号交付対象者」という。）とする。

- (1) 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が支援金の申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入していること。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (5) 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 世帯員全員が、支援金の申請時において本市に納付すべき税等を滞納していない者であること。

（就職等に関する要件）

第5条 第1号交付対象者に該当するための就職等に関する要件は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 就職に関する要件は、次のアからキまでの全てに該当すること。
- ア 就業先の求人は、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象として運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。
 - イ 求人への応募の日が、マッチングサイトに求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - ウ 就業者の3親等以内の親族が、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。
 - オ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、マッチングサイトに掲載されている法人に就業し、申請があった日において、当該法人に連続して3か月以上在職していること。
 - カ 当該法人に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (2) 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業費補助金交付要綱（平成27年労第158号）又は地方創生支援事業費補助金（先導的人材マッチング事業）交付要綱に定める補助事業（以下「補助事業」という。）を利用した補助事業者に就業した者の就職に関する要件は、次のアからオまでの全てに該当すること。
- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。
 - イ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請があった日において、連続して3か月以上在職していること。
 - ウ 当該勤務先に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。
 - オ 補助事業の目的達成後に離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件は、次のア及びイのいずれにも該当すること。
- ア 勤務先からの命令ではなく、自己の意思により移住した者であって、本

市に住民票を置き、東京23区内の事業所その他の勤務先での業務を引き続きテレワークにより行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱（令和4年府地創第63号）に定めるデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による交付金を活用した取組の中で、勤務先から第1号交付対象者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口（本市の地域又は地域の人々と関わりを有する者をいう。以下同じ。）に関する要件は、次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 市内の法人等に就業又は市内で起業する者であること。

イ 法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして推薦された者であること。

ウ 岐阜県又は本市が実施する各種移住定住に係る調査及びインタビュー、移住セミナー等のイベント講師及び岐阜県又は本市の移住定住サポーター等への就任その他の移住定住施策への協力の意思のある者であること。

(5) 起業に関する要件は、申請日から起算して1年以内に岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に定める地域課題解決型創業支援事業（以下「岐阜県地域課題解決型創業支援事業」という。）の交付決定を受けていること。

（移住先に関する要件）

第6条 第1号交付対象者に該当するための移住先に関する要件は、次の各号に掲げる事項の全てに該当するものとする。

(1) 平成31年4月1日以降に転入し、在住していること。

(2) 支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(3) 本市に、支援金の申請日から5年を超えて、継続して居住する意思を有していること。

（その他の要件）

第7条 第1号交付対象者に該当するためのその他の要件は、次の各号に掲げる事項の全てに該当するものとする。

(1) 日本人（日本国籍を有する者をいう。以下同じ。）であること又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、外国人であって永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (2) 岐阜県が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (3) 本市に納付すべき税等を滞納していない者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(支援金の交付申請)

第8条 支援金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市東京圏からの移住支援事業支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる書類の全部又は一部を提出することができない特別の理由があると市長が認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 恵那市東京圏からの移住支援事業支援金交付申請・定住に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 市税等の納税状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第3号）
- (3) 就業証明書（支援金の申請用）（様式第4号、様式第4号の2又は様式第4号の3）
- (4) 本人確認書類
- (5) 移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票、移住元での在住地を確認できる書類及び在住期間を確認できる書類（2人以上の世帯の場合にあっては、世帯全員分の書類）
- (6) 第4条第1号後段に該当する場合にあっては、卒業証明書、成績証明書その他の在学期間を確認できる書類
- (7) 東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤していた雇用保険の被保険者にあっては、退職した法人の在職証明書、移住元での在勤地を確認できる書類、在勤期間を確認できる書類及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (8) 東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤していた法人経営者又は個人事業主等にあっては、開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (9) 関係人口による支援金の申請者は、推薦書（様式第4号の4）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審

査し、支援金の交付を決定したときは恵那市東京圏からの移住支援事業支援金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、支援金の不交付を決定したときは恵那市東京圏からの移住支援事業支援金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第10条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、恵那市東京圏からの移住支援事業支援金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、交付決定者から前項の書類の提出があったときは、交付請求の日から3か月以内に支援金の交付を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第11条 岐阜県知事又は市長は、恵那市東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に恵那市東京圏からの移住支援事業に関する報告又は立入調査を求めることができる。この場合において、交付決定者が報告又は立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、次条に定める返還請求を行うものとする。

（取消し及び返還請求）

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると岐阜県知事又は市長が認める場合は、この限りではない。

（1） 全額の返還 次のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先の職を退職した場合

エ 岐阜県地域課題解決型創業支援金に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額の返還 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

- 2 前項に規定する取消し及び返還請求の要件に該当する場合は、恵那市東京圏

からの移住支援事業支援金返還請求書（様式第8号）により支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

（重複交付の禁止）

第13条 第4条の規定にかかわらず、次の場合には、支援金の交付を行わないものとする。

（1） 申請者又はその世帯員が恵那市清流の国ぎふ移住支援事業補助金交付要綱（令和5年恵那市告示第48号）の規定による恵那市清流の国ぎふ移住支援事業補助金の交付を受けたことがある場合

（2） 申請者又はその世帯員が恵那市新婚生活支援事業補助金交付要綱（令和5年恵那市告示第46号）の規定による恵那市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがある場合

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月27日告示第37号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

（経過措置）

2 この告示施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（令和2年10月1日告示第128号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第73号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和2年12月22日から適用する。ただし、改正後の恵那市東京圏からの移住支援事業支援金交付要綱第5条第4号の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（令和3年9月30日告示第143号）

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則 (令和4年4月1日告示第52号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、この告示の施行後に本市に移住した者に対して交付する支援金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則 (令和5年3月29日告示第49号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。